

令和7年7月9日
大阪府総務部契約局

**委託役務契約における賃金等の変動にかかる
変更協議手順（暫定版）の策定について**

大阪府では、労務費の上昇等による変更協議の手続きについて「委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）」を定めましたので、お知らせします。

記

1 対象業務

1年を超える複数年契約期間の案件で、かつ、残契約期間が基準日から2ヶ月以上ある業務（インフレスライド条項のあるものを除く）

2 手続き

変更協議の請求は、別紙様式を発注課にご提出ください。

手続き等の詳細な事項は、「委託役務契約における賃金等の変動にかかる変更協議手順（暫定版）」をご覧ください。

なお、請求内容を検討の上、変更契約の可否の判断を行いますので、請求された契約すべてについて、契約金額の変更を行うものではないことにご留意ください。

3 施行日

令和7年7月9日

問い合わせ先
総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ
代表 06-6941-0351（内線 5345）

〔受注者からの協議請求〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府 様

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

委託役務契約書第〇〇条に基づく契約金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで契約締結した下記業務について、労務費の上昇等により、委託役務契約書第〇〇条の規定に基づき契約金額の変更を協議します。

なお、契約金額が変更された場合は、その趣旨を承知したうえで、従事者への賃金水準の引上げについて適切に対応します。

記

1. 業 務 名

2. 契約金額 ￥

3. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 変更請求概算額 ￥

6. 概算残契約金額 ￥

概算残契約金額とは、契約金額から希望基準日における出来高部分に相応する契約金額を控除した額

7. 労務費の上昇内容

現在の労務費 (円)	労務費の上昇率	労務費の上昇額 (円)

8. 根拠資料

※労務費変動の根拠とする賃金水準は、各業務において積算に用いる公共工事設計労務単価、国の賃金に係る統計の単価や最低賃金等の上昇率など、原則として、国等により公表されているものとします。（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に対する指針」より）

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はありません。